

財務省告示第九十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十年度の初日から平成二十一年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年三月三十一日

財務大臣 与謝野 馨

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十一年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	・五三トン
四	二六、七九二トン
五	一、一四六トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
五九九トン	六四二トン	一五、四六 トン	一三四、四一四トン	二、八四八トン	三八二トン	四一、九一二トン	一、一二五、 六七トン	五、 四一、一一九トン	七二、 九九トン	一七、七五 一トン	四、六 六トン	三九、七八 七トン	一・九 トン	一・六 六トン	七 トン

二九	八三トン
二八	八トン
二七	一一、三三トン
二六	六、四五二トン
二五	トン
二四	四一トン
二三	五、六八二トン
三三	三一九トン
二二	二七、六三九トン